㈢　その他

特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外するほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第六五条関係）

2　特定少年の刑事事件の特例

特定少年の刑事事件について、第四一条（司法警察員の送致）、第四九条第二項（取扱いの分離）、第五二条（不定期刑）、第五四条（換刑処分の禁止）、第五六条第一項及び第二項（懲役又は禁錮の執行）、第五八条（仮釈放）、第五九条（仮釈放期間の終了）並びに第六〇条（人の資格に関する法令の適用）の規定は適用しないものとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第六七条関係）

3　特定少年の記事等の掲載の禁止の特例

特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する少年法の規定を適用しないこととした。（第六八条関係）

二　更生保護法及び少年院法の一部改正関係

少年法の改正に伴い、更生保護法及び少年院法について所要の改正を行うこととした。

三　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第七条及び附則第九条～第一九条関係）

2　罪を犯した一八歳以上二〇歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等についての検討について定めることとした。（附則第八条関係）

3　この法律は、令和四年四月一日から施行することとした。

## ◇住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四八号）（国土交通省）

一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正関係

1　区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し等

㈠　住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅（二以上の区分所有者が存する住宅をいう。以下同じ。）とするものに限る。）の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（㈢及び㈣において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとした。（第五条第四項関係）

㈡　区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとした。（第五条第五項関係）

㈢　㈡の認定の申請に基づき認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に建築後の住宅の維持保全の方法及び期間並びに住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画等を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請しなければならないこととした。（第九条第三項関係）

㈣　所管行政庁は、㈠の認定の申請に基づき認定を受けた区分所有住宅分譲事業者が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、㈢の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができることとした。（第一三条第三項関係）

㈤　所管行政庁は、㈠の認定の申請に基づき認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないときには、計画の認定を取り消すことができることとした。（第一四条第一項第三号関係）

2　災害に係る認定基準の追加

長期優良住宅建築等計画の認定基準として、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する事項を追加することとした。（第六条第一項第四号関係）

3　長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設（第五条関係）

㈠　住宅（区分所有住宅を除く。㈡において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（㈡において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（㈡において「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとした。

㈡　区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとした。

4　容積率の特例

その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、建築基準法の容積率制限を緩和することができることとした。（第一八条第一項関係）

二　住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正関係

1　登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査の合理化（第六条の二関係）

㈠　長期優良住宅建築等計画等の認定の申請をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認を行うことを求めることができるものとし、当該求めがあった場合（㈡の場合を除く。）は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面（㈢において「確認書」という。）を当該求めをした者に交付することとした。

㈡　住宅性能評価の申請をする者は、㈠の求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができるものとし、当該求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載することとした。